

## ドイツにおける経済法規違反に対する措置体系（追加調査項目）

東京大学大学院法学政治学研究科

川出 敏裕

## ．ドイツ競争法とEU競争法との関係

&lt; 欧州共同体設立条約 81 条及び 82 条（1997 年） &gt;

加盟国間の取引に影響を及ぼす，競争を制限する合意及び行為（81 条），市場支配的地位の濫用（82 条）の禁止 違反行為には，欧州委員会により過料が課される

&lt; 条約第 81 条及び第 82 条に定める競争についてのルールの施行に関する理事会規則第 1/2003 号（2004 年 5 月施行） &gt;

競争法の執行の強化

個別適用免除制度の廃止，欧州委員会の措置権限の拡充

競争法適用の分権化

加盟国による条約 81 条及び 82 条の直接適用の承認，欧州委員会及び加盟国によるネットワークの構築



理事会規則への対応 競争制限禁止法第 7 次改正法の制定（2005 年 7 月施行）

(a) 条約 81 条及び 82 条にあわせた競争制限禁止法の実体法規定の改正

(b) ドイツの競争当局及び裁判所に，条約 81 条及び 82 条を直接に適用する権限を承認

条約 81 条及び 82 条違反が，競争制限法上の秩序違反行為とされ（競争制限禁止法 81 条 1 項），その違反に対し過料が課されることとなった（同 4 項）。

ある行為が，条約違反と固有の競争制限法違反の双方に該当する場合，競争制限禁止法 81 条 1 項と同 2 項の双方が適用されることになる。

## 【改正法の下での問題点】

1．この場合に，ドイツ法のもとで，条約違反（競争制限禁止法 81 条 1 項）と競争制限法固有の違反（同 2 項）それぞれにつき，別個に過料が課されるのか。

&lt; 秩序違反法 19 条 &gt;

「 同一の行為が，それを秩序違反とする複数の法律に違反する場合，又は，ある法律に複数回違反している場合には，単一の過料が課される。

複数の法律違反があった場合 過料の枠は，その上限が最も高い法律に基づいて定める。その際，他の法律に規定された付加処分は課することができる。」

競争制限禁止法 81 条 1 項と同 2 項の双方が適用されたうえで、双方に共通する上限である「全世界の売上高の 10 パーセント」を上限として、単一の過料が課される。

2. 条約違反については、欧州委員会も管轄権を持つため、条約 81 条及び 82 条違反に関し、EU レベルとドイツ国内とで、2 つの手続が重複し、二重に過料が課されることにならないか。

<理事会規則 11 条 6 項>

「欧州委員会が第 3 章〔欧州委員会の決定〕に基づく決定を採択するための手続を開始することにより、加盟国の競争当局は、条約第 81 条及び第 82 条を適用する権限を失うものとする。加盟国の競争当局が既にある事案について活動している場合は、欧州委員会は、当該競争当局との協議を経た後に、手続を開始するものとする。」

いずれか一方の手続のみが行われ、重複して過料が課されることはない

3. 欧州委員会が条約違反で過料を課したのと同じの行為につき、ドイツで、固有の競争制限禁止法違反を根拠に過料を重ねて課することができるか。

このような場合、ドイツの競争当局は、過料を課さない運用を行っている。

・競争制限法違反に関わる主体の相互関係

1. 連邦カルテル庁と州の競争当局

(管轄の配分)

- (a) 競争制限行為等の効果が特定の州の範囲内に留まる場合 州の競争当局
- (b) 競争制限行為等の効果が複数の州のまたがる場合 特別の規定がないかぎり、連邦カルテル庁

2. 競争当局(連邦及び州)と検察庁との関係 - 過料手続と刑事手続との関係

同一の行為が犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当する場合、刑法が優先的に適用されるため(秩序違反法 21 条)、刑罰と過料が重複して課されることはない。



(手続面への反映)

【原則】秩序違反を管轄する行政官庁は、当該行為が犯罪行為である疑いが存在する場合には、事件を検察庁に送致しなければならず(秩序違反法 41 条 1 項)、そのうえで、検察庁が事件を起訴しない場合には、事件を行政官庁に再送致する(同 2 項)。

同一の行為につき、刑事事件の捜査と、過料事件の調査が重複して進むことはない。

ex. ある企業の従業員の行為が、競争制限禁止法に違反するとともに、刑法 298 条の入札談合罪に該当する疑いがある場合 競争当局から検察庁に事件が送致され、競争当局の当該従業員に対する過料賦課のための調査権限は失われる。

【例外】競争当局は、一定の事案（競争制限禁止法 81 条 1 項，2 項第 1 号，3 項に該当する事案）における法人又は人的団体に対する過料の賦課手続きにつき、排他的管轄権を有する（競争制限禁止法 82 条）

このかぎりにおいて、競争当局には事件の送致義務はなく、秩序違反行為に対する調査権限を喪失しない。

ex. 企業の従業員の行為が刑法 298 条に該当する場合、その捜査は検察庁が、従業員の行為を原因とする企業に対する競争制限禁止法違反による過料賦課のための調査は競争当局が行うことになり、両手続が並行して進む。

両手続の調整の必要性が生じる 公表された内部的な取り決めは存在していない。

#### ・ 過料に関するリニエンス・プログラムと刑罰との関係

< 連邦カルテル庁 - 過料賦課のための指針に関する公示（2000 年） >

特定の競争制限禁止法違反を行った個人及び事業者につき、一定の条件の下で、過料の減免を認める

過料の減免を受けた当該個人の行為が、同時に犯罪行為でもある場合、それはどのように処理されるのか

#### 【公示 F 条 - 民事及び刑事責任との関係】

この公示は、違法なカルテルに関与したことを理由とする民事法上の効果には何らの影響を及ぼすものではない。

連邦カルテル庁は、当該行為が犯罪行為（特に、刑法 298 条の入札談合罪）に該当する場合には、秩序違反法 41 条に基づき、自然人に対する手続を検察庁に送致しなければならない。



この場合に、検察庁が事件を不起訴とする権限を認めた条文は、刑事訴訟法の中に存在していない

#### ・ 過料額の算定基準

考慮要素が多岐にわたること、事案ごとの特殊性が高いことから、他の領域（ex. 道路交通法違反）において制定されているような過料額のカタログは存在していない。